船舶安全法施行規則及び船舶設備規程等の一部を改正する省令の一部を改正する省令案に関する意見募集について

令和８年11月２日
国土交通省海事局

国土交通省では、船舶安全法施行規則及び船舶設備規程等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の制定を検討しております。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

＜意見募集要領＞

１．意見募集対象

船舶安全法施行規則及び船舶設備規程等の一部を改正する省令の一部を改正する省令案

２．資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（https://www.e-gov.go.jp/）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載するほか、国土交通省海事局安全政策課において資料を配付します。

３．意見募集期間

令和８年11月２日（月）から令和８年12月３日（木）まで（必着）

４．意見の提出先・提出方法

意見提出様式にならい、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。

なお、電話による意見の受付は致しかねますので、御了承願います。

① 電子政府の総合窓口（ｅ－Ｇｏｖ）を利用する場合
意見提出フォームに必要事項を記載し提出してください。

② 電子メールの場合（テキスト形式でお願い致します。）
電子メールアドレス： hqt-aks-publiccomment@gxb.mlit.go.jp

③ ＦＡＸの場合
ＦＡＸ番号 ０３－５２５３－１６４２
国土交通省海事局安全政策課 意見募集担当 あて

④ 郵送の場合
〒100-8918 東京都千代田区霞が関２－１－３
国土交通省海事局安全政策課 意見募集担当 あて

５．留意事項

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、御意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

６．お問い合わせ先

国土交通省海事局安全政策課 意見募集担当
電話番号 ０３－５２５３－８６３１

令和８年 11 月
海　　事　　局

船舶安全法施行規則及び船舶設備規程等の一部を改正する省令の一部を改正する省令案について

１．背景

海難事故の防止、海上における人命の安全確保等を目的として、「1974 年の海上における人命の安全のための国際条約」（以下「SOLAS 条約」という。）が国際海事機関（以下「IMO」という。）において策定されており、我が国においては当該内容を船舶安全法（昭和８年法律第 11 号）及びその関係省令において担保し、安全規制を実施しているところ。今般、IMO において揚貨装置※1に装着する揚貨装具※2の最小試験荷重※3に係る計算式の一部について係数を改める訂正が示されたことに伴い、当該訂正を船舶安全法施行規則（昭和 38 年運輸省令第 41 号）に反映するほか、所要の改正を行う必要がある。

また、令和４年６月の第 208 回国会において、我が国による「千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二千十二年のケープタウン協定」（以下「ケープタウン協定」という。）の締結が承認された。これを受けて、国内法令においてケープタウン協定の内容を担保するため、令和５年３月に船舶設備規程等の一部を改正する省令（令和５年国土交通省令第８号。以下「令和５年改正省令」という。）により船舶安全法の関係省令について所要の改正を行ったところ。その後、令和８年２月 24 日にケープタウン協定の発効要件が満たされたことから、令和５年改正省令は、令和９年２月 24 日に施行されることとなった。これに伴い、当該省令の公布後に改正された船舶安全法の関係省令との整合を図るため、同省令の新旧対照表に掲げる改正前欄及び改正後欄の条文について所要の改正を行う必要がある。

※１：荷物の積み卸しなどに使用するクレーン等の設備
※２：荷物を吊り上げるために揚貨装置に取り付けるフックやワイヤ等の器具
※３：揚貨装具の強度試験で負荷させなければならない最低限の荷重

２．概要

（１）船舶安全法施行規則（昭和 38 年運輸省令第 41 号）の一部改正

揚貨装置に装着する揚貨装具の最小試験荷重の規定を IMO による訂正後の基準と同一にする。また、揚貨装置及び揚貨装具について、安全上支障がある場合に講ずべき具体的な措置を明確にするため、第 59 条第７項を新設して当該要件を同項に規定するとともに、第 61 条第４項の規定を適正化する。

（２）船舶設備規程等の一部を改正する省令（令和５年国土交通省令第８号）の一部改正

船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令(令和６年国土交通省令第 71 号）、船舶区画規程等の一部を改正する省令（令和６年国土交通省令第 94 号）、船舶安全法施行規則及び船舶自動化設備特殊規則の一部を改正する省令（令和７年国土交通省令第 61 号）、気象業務法施行規則及び海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部を改正する省令（令和７年国土交通省令第 100 号）及び船舶設備規程等の一部を改正する省令（令和７年国土交通省令第 121 号）による船舶安全法の関係省令の改正との整合を図るため、関連規定を適正化する。

３．今後のスケジュール（予定）

公布・施行：令和８年 12 月××日

INTERNATIONAL MARITIME ORGANIZATION

4 ALBERT EMBANKMENT
LONDON SE1 7SR
Telephone: +44 (0)20 7735 7611 Fax: +44 (0)20 7587 3210

E

MSC.1/Circ.1663/Corr.1
8 January 2026

GUIDELINES FOR LIFTING APPLIANCES

Corrigendum

In table 2, in the "Test load, in tonnes" column, in the second row, the value "0.993" is replaced by "0.933", as follows:

Table 2: Loose gear minimum test loads

Item	Test load, in tonnes
Single sheave block	4 x SWL
Multi-sheave blocks and hook blocks: SWL ≤ 25 t 25 t < SWL ≤ 160 t 160 t < SWL	 2 x SWL (0.933 x SWL) + 27 1.1 x SWL
Hooks, shackles, chains, rings, swivels, etc.: SWL ≤ 25 t 25 t < SWL	 2 x SWL (1.22 x SWL) + 20
Lifting beams, spreaders, frames, grabs: SWL ≤ 10 t 10 t < SWL ≤ 160 t 160 t < SWL	 2 x SWL (1.04 x SWL) + 9.6 1.1 x SWL
Note 1. Sheave blocks that are permanently attached to, or are integral with the hook, are called hook blocks. Hook blocks are to be tested with the load for multi-sheave blocks. The hook of the hook block is to be tested with the loads for hooks. Note 2. The SWL for a single sheave block, including single sheave blocks with beckets, is to be taken as one half of the resultant load on the head fitting. Note 3. The SWL of a multi-sheave block is to be taken as the resultant load on the head fitting.	